

株式移転に係る事後開示書面

(会社法第811条第1項第2号及び第815条第3項第3号
並びに会社法施行規則第210条に基づく開示事項)

2022年10月3日

株式会社いよぎんホールディングス

株式会社伊予銀行

2022年10月3日

株式移転に係る事後開示書面

愛媛県松山市南堀端町1番地
株式会社いよぎんホールディングス
代表取締役社長 三好 賢治

愛媛県松山市南堀端町1番地
株式会社伊予銀行
取締役頭取 三好 賢治

株式会社伊予銀行（以下「伊予銀行」といいます。）は、2022年6月29日開催の第119期定時株主総会において承認された株式移転計画に基づき、2022年10月3日をもって、株式移転設立完全親会社である株式会社いよぎんホールディングス（以下「いよぎんホールディングス」といいます。）を設立する株式移転（以下「本株式移転」といいます。）を行いました。

本株式移転に関する事項は下記のとおりです。

記

1. 本株式移転が効力を生じた日

2022年10月3日

2. 会社法第805条の2の規定による請求に係る手続の経過

会社法第805条の2の規定により本株式移転の差止請求をした株主はおりませんでした。

3. 株式移転完全子会社における会社法第806条、第808条及び第810条の規定による手続の経過

伊予銀行は、会社法第806条第3項並びに社債、株式等の振替に関する法律第155条第2項及び第161条第2項の規定により、2022年6月30日付で、伊予銀行の株主に対し、株式移転を実施する旨並びに株式移転設立完全親会社の商号及び住所並びに買取口座を電子公告の方法により公告いたしましたが、会社法第806条第1項の規定により株式買取請求をした株主はおりませんでした。

また、会社法第808条第3項の規定により、2022年7月6日付で、伊予銀行の新株予約権者に対し、株式移転を実施する旨並びに株式移転設立完全親会社の商号及び住所を通知いたしましたが、会社法第808条第1項の規定により新株予約権の買取請求をした新株予約権者はおりませんでした。

なお、本株式移転において、会社法第810条の規定による手続については、該当事項はありません。

4. 本株式移転により株式移転設立完全親会社に移転した株式移転完全子会社の株式の数

本株式移転によって、いよぎんホールディングスに移転した伊予銀行の株式の数は、以下のとおりです。

普通株式 313,408,831株

5. その他本株式移転に関する重要な事項

(1) いよぎんホールディングスは、本株式移転に際して、本株式移転によりいよぎんホールディングスが伊予銀行の発行済株式の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」といいます。）における伊予銀行の株主に対し、その保有する伊予銀行の普通株式1株につき、いよぎんホールディングスの普通株式1株の割合をもって割当交付いたしました。また、いよぎんホールディングスは、本株式移転に際して、基準時における伊予銀行の新株予約権者に対し、その保有する以下の表の①から⑦までの第1欄に掲げる伊予銀行の各新株予約権1個につき、それぞれ第2欄に掲げるいよぎんホールディングスの各新株予約権1個の割合をもって割当交付いたしました。

	第1欄	第2欄
	名称	名称
①	株式会社伊予銀行 第1回新株予約権	株式会社いよぎんホールディングス 第1回新株予約権
②	株式会社伊予銀行 第2回新株予約権	株式会社いよぎんホールディングス 第2回新株予約権
③	株式会社伊予銀行 第3回新株予約権	株式会社いよぎんホールディングス 第3回新株予約権
④	株式会社伊予銀行 第4回新株予約権	株式会社いよぎんホールディングス 第4回新株予約権
⑤	株式会社伊予銀行 第5回新株予約権	株式会社いよぎんホールディングス 第5回新株予約権
⑥	株式会社伊予銀行 第6回新株予約権	株式会社いよぎんホールディングス 第6回新株予約権
⑦	株式会社伊予銀行 第7回新株予約権	株式会社いよぎんホールディングス 第7回新株予約権

(2) 伊予銀行の普通株式は、2022年9月29日をもって、株式会社東京証券取引所プライム市場において上場廃止となり、いよぎんホールディングスの普通株式は、2022年10月3日をもって、株式会社東京証券取引所プライム市場において新規上場いたしました。

(3) いよぎんホールディングスの資本金及び準備金の額は、次のとおりです。

- ①資本金の額 20,000 百万円
- ②資本準備金の額 5,000 百万円
- ③利益準備金の額 0 円

以上